木島平村　暮らしの便利帳　もくじ

手続きと暮らしのルール

- 住所変更……6
- 住民基本台帳ネットワークとは？…7
- 本人通知制度……7
- 印鑑登録……8
- 軽自動車・バイクの登録……9
- 戸籍の届出……10
- 国民年金……11
- 税金……12
- 国民健康保険……14
- 小・中学校の転入・転出について…16
- 上水道……17
- 下水道……18
- 浄化槽……19
- ごみ・環境……20
- ケーブルテレビ……23

家族・家庭のこと

- 保育園……24
- 子育て支援室……24
- 児童手当……25
- 児童扶養手当……25
- 母子健康サービス・予防接種……26
- 介護保険制度……28
- 高齢者の福祉……29
- 障害者の福祉……30
- 後期高齢者医療制度……32
- 成人保健サービス……34
- 福祉医療費給付金……35

地域・社会のこと

- 若者センター・図書館・農村交流館…36
- 芸術・文化施設……38
- 村内観光施設……39
- スポーツ施設……40
- 村の文化財……42
- 医療機関……44
- デマンドバスの利用……45
- 木島平村シャトル便の利用……45

行政あれこれ

- 広報・広聴……46
- 中小企業融資制度……46
- 認定農業者支援……47
- 農地の権利移動……48
- 人権相談窓口……48
- 役場の仕事と分担……50

【先輩移住者からのアドバイス】

～都会からの移住者から、農村暮らしの心得～

農村暮らし上級者は読み飛ばしてね♪

　このページは、都会から農村や田舎に移住した人たちの経験をもとにしたアドバイスです。なので、「必ずこうしなければいけない」とか記述内容を強制するものでも決してありません。気楽にお読みいただき農村暮らしの一助にしていただければと思います。

　農村には、地域ごとの独特の社会があり、人間関係があります。ほとんどは心優しい人が多いのですが、生活習慣、価値観の違いなどにより、お互いが理解し合う努力を怠るとなかなか馴染めなかったり感情的な行き違いを生じたりします。自然体で地域に溶け込み、ストレスのない生活を送るために覚えておきたいいくつかの農村暮らしのヒントをご紹介します。

近所づきあいは面倒がらずに　農村暮らしでは隣近所のつきあいが濃密になりがち。前触れもなく訪ねてこられたり、何かとおすそわけが行き交いする。また、しばしば寄り合いなどもあります。 地域全体で家族同様のつきあいをしたがるのが農村なので、つとめて打ち解けるようにしましょう。 **地域に打ち解ける努力しよう**　農村には心優しい人が多いので、基本的には地域外からの転入者にも好意的ですが、ただ、素性がはっきりしない者に対してはどうしても警戒してしまうもの。最初が肝心！最初の印象が悪ければ「都会から来てツンとしている」なんてことも。当たり前のことですが、あいさつをきちんとする。基本ですね。都会のマンションとは違います。引っ越し後に手土産を持って「よろしくお願いします」のあいさつ回りをしましょう。気取らないもので。 **地域の役職は率先して引き受けよう**　農村には、地域住民で構成される町内会的な組織があります。木島平村では「区」という集落単位で自治組織があります。この組織の全体会や役員会などで、地域生活に関する様々なこと、たとえばお祭りや盆踊りの運営、街路や側溝などの地区内一斉清掃、ゴミ出しルールなどが議論されて決められ、実行されていきます。一般に、年一回の総会で役員改選が行われ、向こう一年間の新役員が互選で選出されます。役員になると日々の生活に煩雑（はんざつ）な雑務が増えるため、引き受けたがらない人も多いのですが、一日も早く地域に溶け込み、地域を理解するためにも、打診されたら移住者であっても率先して役職を引き受けるようにしたいものです。 **プライバシーのバランスについて**　農村では、家族同様の近所づきあいという感覚から、プライバシーに立ち入ったことまで踏み込まれたり、近所で話の種にされることもあります。悪意があってのことではないのである程度おおらかに受け止める必要もあります。踏み込まれたくない話については笑ってごまかすくらいの余裕も欲しいものです。 **自己主張と譲歩の加減を考えよう**　地域には一定の決まり事や暗黙の了解といったものがあります。中には、なかなか馴染めないものもあるでしょうが、それで地域全体が安泰なのなら百歩譲って受け入れる度量も必要。ただし、周囲の言いなりになるばかりでは窮屈なので、必要ならはっきりと自分の意見も述べてみるべきです。 **地元の商店も利用しよう**　買い物をするだけなら郊外の大型ショッピングセンターが便利ですが、古くからの地元の商店は地域住民の情報交換の場になっていることが多く、いざとなったときに必要なアドバイスを受けられることも多くあります。たまには意識的にそのような店を利用して親しくなっておくと、友好が深まり、地域の情報を提供してくれたり、さまざまな集まりに誘ってくれる場合があります。 農村では人と人のつながりが大切です。

雪とは上手につきあおう　都会から降雪地に移住してくると、好むと好まざるとに関わらず約４～５ヶ月は雪に影響された生活を強いられます。スキーやスノーボードなどの楽しみもありますが、自宅の敷地や駐車場、道路の除雪や、屋根の雪下ろし作業は欠かせません。また、自分の敷地の雪は川や池で溶かす以外は積んで置きます。道路や他の敷地へ出してはいけません。道路の除雪は行政の手で行われることが多いのですが、細かいところは各家庭で行わなければいけません。そのため、大雪の時は早朝から起き出して「雪かき」に時間を費やさなければならないこともあります。住宅の倒壊を防ぐため一冬に数回は屋根の「雪下ろし」をする地域もあります。雪下ろしでは例年滑落事故も発生しているので安全にも十分注意したいものです。雪かきも冬場の運動不足解消の一つと考えて、億劫（おっくう）がらずに受け入れましょう。

農村ならではの出費も少なくない　農村は一般に物価も安く、都会生活に比べ生活費が少なくて済む傾向にはありますが、同時に、都会暮らしでは思いもよらない出費が農村にはあるので、心しておきたいものです。　区費や祭りへの寄付、社会福祉協議会の会費…。多くの場合は任意で、必ずしも強制されるものではないし、払った分だけの恩恵を得られるとは限らない性質の出費もありますが、出費を拒むと地域の中で浮いた存在になってしまいかねませんので、ある程度の出費は覚悟しておいたほうがいいでしょう。　また、冠婚葬祭も地域全体で参加するところもあるので、親戚や親しい人の場合以外でもしばしばお金を包まなければならないことがあります。

のんびりゆったり節約生活を楽しもう　農村と都会の生活費を比べると、全体的には農村のほうが安く生活できます。貸家やアパートの家賃、一戸建ての場合は固定資産税等が安く、自家用車の駐車場代は一戸建ての場合0円、借りたとしても安くすみます。食品も米や野菜は近所の農家とか、地域の販売所から買えたり、近所づきあいしている農家から分けてもらえたりします。また、アウトドアなどお金のかからないレジャーが楽しめ、無駄遣いが減ります。しかし、冬が厳しい木島平は11月から３月くらいまで暖房費がかかります。　石油ストーブが主ですが冬になる前に薪を山から集めておき、薪ストーブや暖炉、炭の囲炉裏を楽しむのもいいですね。

小さなお子様も移住する場合　農村の綺麗な空気で、のびのび子育てをしたいと思っている人は多いはずです。しかし、保育園・小・中学校は地域に1校づつ。学校から遠いところに住まいを持った場合は人気（ひとけ）の少ない通学路をいかなければならない場合もあります。特に冬は大雪にくわえ、吹雪や地吹雪の日が少なくありません。スクールバスは無料ですが乗れる地域は限られています。事前に問い合わせをして、子供がどのように通学できるのか、確認しておきましょう。

農業を考えている場合　農村暮らしと同時に農業をやってみたい人もいると思いますが、新規就農では前もって覚えておきたいことがあります。まず、農地を取得あるいは賃貸借するには県知事または農業委員会の許可が必要です。農地を取得できるのは、取得後の耕作面積が一定規模以上の規模となる人、取得後自ら耕作すると認められることなどの条件があります。まずは、農業委員会に相談してみましょう。

この「暮らしの便利帳」には木島平村での暮らしのための大まかな内容が掲載されています。詳しいことは役場の各担当係へお問い合わせください。

ようこそ、農村「きじまだいら」へ

手続きと暮らしのルール

住所変更

村内で住所を移したとき・村外へ住所を移すとき・村外から住所を移したときには、新たな住所に住み始めてから１４日以内に、役場へ次の届出をしていただく必要があります。

■村内で住所を移したら

村内で住所を移したときには、「転居届」をしていただきます。

※実際にお住まいになる前の手続きはできませんのでご注意ください。

■村外へ住所を移されるときは

村外へ住所を移したときには、「転出届」をしていただきます。

この届出をしていただくと、役場から「転出証明書」が交付されますので、こちらを添えて転出先の役所で「転入届」をしてください。

※この「転出届」は、役場へ届出に来られない場合に、郵送での届出ができます。

詳しくは、お問い合わせください。

■村外から住所を移したときは

前住所地の役所から交付を受けた「転出証明書」を添えてお住まいになられて１４日以内に「転入届」をしてください。

※実際にお住まいになる前の手続きはできませんのでご注意ください。

■お手続きに必要なもの

≪３つの手続き共通で必要なもの≫

- ●顔写真付きの本人確認書類
- ●認め印
- ●住民基本台帳カード（交付を受けている方に限ります）
- ●個人番号カード又は個人番号通知カード

≪転居の手続き≫

- ●国民健康保険証（住所の変更を行います）

≪転出の手続き≫

- ●国民健康保険証（新住所地で交付を受けてください）
- ●印鑑登録証（転出すると失効します）

≪転入の手続き≫

- ●転出証明書（前住所地で交付を受けてください）
- ●障害者手帳（住所変更の記載を行います）
- ●口座番号などが分かる通帳など（児童手当・福祉医療・口座振替の手続きに必要です）
- ●通帳のお届け印（口座振替の申請の際に必要です）
- ●保険証（児童手当・福祉医療の手続きに必要です）

飼い犬にも「犬の転入・転出」届出が必要です。
手続きの際に一緒にお申し出ください。

お問い合わせ：民生課　生活環境係　内線１２２

住民基本台帳ネットワークとは？

平成１４年８月に始まった住民基本台帳ネットワーク（以下、「住基ネット」）により、市区町村が行なう住民基本台帳関係の事務処理や行政機関などにおける効率的な本人確認を行なうことができ、様々なサービスが利用可能となりました。

■住民票の交付が全国どこの市町村でも可能になりました

≪住民票の広域交付≫

これまで住民票は、お住まいの市区町村役場でしか交付を受けることができませんでしたが、住基ネットを使うことで、全国どこの市区町村役場でも住民票の交付を受けることができるようになりました。

（※ただし、本籍・本籍筆頭者など一部表示できない項目がありますのでご注意ください）

■住民基本台帳カードとマイナンバーカード（個人番号カード）

住民基本台帳カード・マイナンバーカードは、住民登録をしている市区町村で申請すると交付されるＩＣカードです。

※運転免許証・パスポートなどの本人確認書類をお持ちでない方でも申請できます。

≪何か便利になるの？≫

・顔写真つきのこれらのカードは運転免許証・パスポートなどと同じで公的な身分証明書としてお使いいただけます。

・これらのカードを取得してから、公的個人認証サービスを申請するとご自宅のパソコンから確定申告（e-tax）や、県・市町村への電子申請ができるようになります。

■上記カードを利用した転出・転入の届出

これらのカードをお持ちのかたは、転出届のときに転出証明書の交付を受けることなく、転出先市町村の窓口へ転入届を行う事ができます。

具体的には、前住所地の市区町村に直接または郵送で転出届を提出し、転出先の市区町村の窓口にこれらのカードを提示することで、転入手続きをすることができます。

また、転入手続きをすると、これらのカードを新住所地でも引き続き利用できます。

ただし、各自治体が独自で提供している住民票のコンビニ交付サービスなどの独自サービスを転出先の市町村で利用できるかどうかは、転出先の市町村に確認してください。

本人通知制度

委任状による、住民票等の証明書等を交付した事実をご本人へお知らせする本人通知制度を行なっています。

役場から通知の事実をお知らせすることで、ご自身が委任した請求かどうかが分かりますので、虚偽の委任状による不正請求の抑止・早期発見につながります。

※制度の利用には、事前登録が必要となります。詳しくは、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ：民生課　生活環境係　内線１２２

印鑑登録

■印鑑登録をしたいとき

印鑑登録は、役場窓口で申請をしてください。

≪本人が窓口で申請できる場合≫

申請者ご本人が窓口で申請できる場合には、その日に登録証が発行できます。

《登録に必要なもの》

●登録する印鑑
●本人確認書類（顔写真付きの公官署発行のもの）
●登録手数料

次のような場合は登録ができませんのでご注意ください。

・１５歳未満の方・成年被後見人の方
・既に印鑑登録をしている方
・氏名の一部を組み合わせたもので表していない印鑑
・ゴム印等変形のしやすい印鑑（シャチハタ等）
・印影の大きさが８㎜以内又は２５㎜以上で印影を鮮明に表しにくい印鑑

※顔写真付きの本人確認書類が無い場合

村内の方で既に印鑑登録をされている方に保証人となっていただく必要があります。

≪本人が直接役場へ申請に来ることができない場合≫

代理の方に役場で申請をしていただきます。後日申請者ご本人宛に照会文書を送付いたしますので、必要事項を記入して役場へお持ちください。

■印鑑登録証明書が欲しいとき

役場窓口で申請してください。

《必要なもの》

●印鑑登録証
●認め印
●発行手数料

本人が役場に来られない場合

代理の方でも印鑑登録証をお持ちいただければ発行できます。

《必要なもの》

●印鑑登録証
●代理で来た方の認め印
●発行手数料

お問い合わせ：民生課　生活環境係　内線１２２

軽自動車・バイクの登録

■軽自動車、オートバイなどを所有されている皆さんへ

軽自動車、オートバイなどは、主に保管している所在市町村が課税を行います。

転入、転出と同時に、軽自動車などの保管場所を変更した場合は、廃車及び変更登録が必要です。

次の表を参考に手続きをしてください。

■申請手続きの窓口は

・ナンバーが「木島平村」で始まるバイク

役場窓口（生活環境係）で、登録・登録内容の変更・廃車などの手続きができます。

車　種	原動機付自転車		小型特殊自動車	
区　分	１２５cc 以下の二輪車	ミニカー	農業用	その他
共通の持ち物	① 印鑑　② 身分証明書			
登　録	③ 廃車証明書 ④ 原動機付自転車申告確認書または譲渡証明書などで車名、車台番号、排気量の確認ができるモノ			
廃　車	③ ナンバー ④ 標識交付証明書などで車名、車体番号、排気量の確認ができるモノ （他の市町村の廃車申請は、受けられない場合もあります）			
名義変更	③ ナンバー又は、標識交付証明書で車名、車体番号、排気量の確認ができるモノ （ナンバーの変更以外は、ナンバーの持参は必要ありません）			
その他	※盗難にあったときは、至急、警察署および役場へ届けてください。 ◎ナンバーを紛失などしたときは、ナンバーの弁償金 ２００円がかかります。			

●ナンバーは、貸し出している物です。

廃品としてバイクなどを処分するときには、「ナンバーの返還」と「廃車の手続き」を行ってください。

・ナンバーが、「長野」で始まる軽自動車

下記の場所での手続きになりますので、詳細は直接お問合せいただくか、自動車などの販売店に依頼してください。

軽自動車				小型自動車
二　輪 （１２５cc 超え ２５０cc 以下）	三　輪	四輪貨物	四輪乗用	二輪 （２５０cc 超え）
軽自動車協会（長野市）　電話 ０２６−２４４−４５６３				陸運支局（長野市） 電話 ０５０−５５４０−２０４２

お問い合わせ：総務課　税務係　内線１１８

戸籍の届出

届　　出	届出期間	届出人	届出に必要なもの
出　生　届	生まれた日から１４日以内	１．父又は母	●出生証明書　●印鑑 ●母子健康手帳 ●加入されている健康保険の保険証 ●振り込み先となる口座番号 （手当等の振込先になります）
死　亡　届	死亡の事実を知った日から７日以内	１．同居の親族 ２．同居していない親族 ３．同居者・家主・地主　等	●死亡診断書　●印鑑 ●火葬場使用料
婚　姻　届	届出をした日から効力を生じます	夫になる者と妻になる者	●届書 （２０歳以上２名からの証人欄への記入押印のあるもの） ●届出人双方の印鑑 ●本人確認書類
離　婚　届 （協議離婚）		夫と妻	●届書（２０歳以上２名から証人欄へ記入押印があるもの） ●届出人双方の印鑑 ●本人確認書類
転　籍　届		戸籍の筆頭者とその配偶者	●届書　●届出人双方の印鑑 ●本人確認書類　●戸籍謄本
入　籍　届		子（子が１５歳未満の場合は親権者である法定代理人）	●届書　●届出人の印鑑 （家庭裁判所での許可審判の謄本が必要な場合があります）
養子縁組届		養子・養親	●届書　●届出人の印鑑 ●届出人の本人確認書類
養子離縁届			

※戸籍の届出は土日祝日または夜間等の時間外でも受付けることができます。
※ただし休日・夜間等に提出していただいた場合、不備等がありますと受付けることができない場合がありますので、事前に窓口で書類の審査を受けるようにしてください。
※戸籍の届出はこの他にも様々なものがあります。不明な点はお問い合わせください。

お問い合わせ：民生課　生活環境係　内線１２２

国民年金

■国民年金には日本に住む ２０歳から ６０歳までの方が加入します。

必ず加入する方

- ●第１号被保険者　農林漁業・自営業・自由業の方と、その方に扶養されている皆さんと、学生の方
- ●第２号被保険者　会社等にお勤めの方は、厚生年金や共済組合に加入することで国民年金にも同時に加入することになります
- ●第３号被保険者　厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者の方

希望すれば加入できる方

- ●６０歳未満の方で、厚生年金や共済年金を受けている方
- ●６０歳以上７０歳未満の方で国民年金をまだ受取っていない方
- ●海外にお住まいの日本人の方

■届出が必要なときは？

- ●会社に勤めることになったとき（厚生年金・共済組合に加入したとき）
- ●会社を辞めたとき（厚生年金・共済組合を外れたとき）
- ●住所が変わったとき
- ●厚生年金・共済組合に加入されていない方で２０歳になったとき

それぞれの届出をする際は、印鑑・年金手帳・離職証明書（会社を退職された場合）・新たに勤められた会社の保険証（会社に勤めることになったとき）を役場窓口へお持ちください。

■年金を受取る年齢は？

国民年金は６５歳から受取ることができます。
※受給年齢を引上げたり、引下げることも出来ます。

■年金を受取るには？

- ●最低２５年以上の納付期間が必要です（国民年金のみの場合）
- ●年金は請求をしないと受取れません

国民年金を受給できる方で、受給年齢に達した方は役場窓口で申請をしてください。
※加入期間に厚生年金等の期間がある方は、年金事務所へ申請をしてください。

■年金保険料の納付が困難なとき

- ●法定免除
  障害年金の受給者、生活扶助を受けている方等
- ●申請免除
  前年度の所得額が基準より少ない方等
- ●学生納付特例
  学生の方で前年度の所得が基準を満たしている方等
- ●若年者納付猶予
  ２０歳から５０歳の間の方で、前年度の所得が基準を満たしている方等

※上記のいずれかで免除申請をご希望の方は、年金事務所又は役場までお問い合わせください。
※免除した期間は遡って納付することが出来ます。

お問い合わせ：民生課　生活環境係　内線１２２

税　金

■個人住民税について

当該年度の１月１日に村内に住所を有する人および、村内に事業所・事務所または家屋敷を有する人で村内に住所を有しない人が納税義務者になります。

年税額＝所得割額＋均等割額

（均等割額＝村民税３，５００円、県民税２，０００円　計５，５００円（Ｈ２６年度～Ｈ３５年度）

課税標準額＝総所得金額－所得控除合計額

所得割額＝課税標準額×税率（村民税 ６％、県民税 ４％　計１０％）－税額控除

■固定資産税

当該年度の１月１日現在村内に土地、家屋、償却資産を所有する者（所有者）が、納税義務者となります。（所有者とは、土地、建物の登記簿または課税台帳に所有者として登記されている人ならびに、償却資産台帳に所有者として登録されている人をいいます）

４月の「課税台帳縦覧期間」、６月の納税通知書に添付される「課税明細書」などで、ご自分の固定資産をご確認ください。固定資産税は、課税標準額×税率（１．４％）＝税額で算出されます。

また、家屋の新築、増築、滅失をおこなった場合はお手数ですが役場税務係まで申告をお願いします。

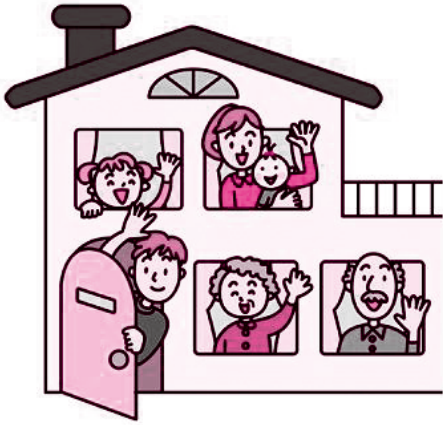

■軽自動車税

当該年度の４月１日現在に原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車などを所有する者（所有者）が、納税義務者になります。

軽自動車の取得や申告事項に変更があった場合は１５日以内に、廃車、譲渡を行った場合は３０日以内に役場窓口にて申告してください。

障害者などの方が利用する軽自動車は、税が減免される場合がありますので、お気軽にご相談ください。（すでに、自動車税の減免を受けている方は除きます）

■国民健康保険税

国民健康保険に加入した月からぬけた前月までの月割で世帯ごとに課税になり、納税義務者は世帯主の方となります。保険料の決め方は、

所得割（その世帯の所得に応じた計算）

資産割（その世帯の資産に応じた計算）

均等割（その世帯の加入者数に応じた計算）

平等割（一世帯当たりにいくらと計算）

から計算します。４０歳以上６５歳未満の方は、医療分と介護分及び支援分の合算額、それ以外の方は、医療分と支援分の合算額となります。被保険者の方は、全員所得申告することが義務になっていますので、収入が無かった方も申告をお願いします。

＊　税の納付期限は、各期月末です。

村税の区分	納期月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税		1期										
村県民税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
固定資産税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
村外固定資産税			1期		2期		3期		4期			

●村外固定資産税は、固定資産の所有者が村外に在住の場合に対象になります。

●集合税には、村県民税･固定資産税･国民健康保険税･情報使用料の４項目が含まれます。

お問い合わせ：総務課　税務係　内線１１９

国民健康保険

■国保の手続

木島平村に居住している方で、勤務先の健康保険・共済組合など他の医療保険に加入していない方や生活保護法による扶助を受けていない方は、全員、木島平村の国民健康保険の加入資格者（被保険者）になります。次のようなときは、加入・喪失手続きが必要になるので１４日以内に役場窓口で手続きをしてください。

■国保で受けられる給付

《療養の給付・療養費》

かかった医療費の７割（注１）は国保が負担します。また、旅先での急病などやむを得ない事情で保険証を提示することができなかった場合や、医師が治療上必要と認めた補装具代、付添い看護料等は一度全額支払ったあと申請すれば、審査の上、基準額の７割が支給されます。

《高額療養費と限度額認定証》

１カ月に同じ病院に支払った医療費の一部負担金が一定の額を超えると、その超えた額が高額療養費として支給されます。該当される方には、通常２カ月後に村からお知らせしますので手続きをしてください。

また、入院など高額な医療を受ける場合は役場窓口で「限度額認定証」の申請をしましょう。医療機関等の窓口に保険証と一緒に提示することで、医療費の支払い額が一定の額までで済みます。ただし、入院時の食事代等の保険適用外のものは別途負担となります。

《出産育児一時金》

国保の被保険者が出産したときに、出産育児一時金（注２）４２万円が支給されます。ただし、原則として村から病院に直接支払います。病院へ支払っても余る場合は、村からご本人に余りをお支払します。

《葬祭費》

国保の被保険者が死亡したときに、葬祭費５万円が支給されます。

《人間ドック補助》

国保の被保険者が人間ドックを受けたときに、年１回を限度として補助金が支給されます。（日帰りの場合、１０，０００円、一泊の場合２０，０００円、脳ドックは１２，０００円の補助）ただし、受診後の検査データを村に提供していただかなければなりません。

注１…給付割合は、一般的に７割。６歳以下８割なども。
注２…産科医療保障制度に加入していない医療機関等で出産する場合は４０万４千円。

■交通事故にあったら

交通事故など第三者の行為によって被害を受け国民健康保険で治療する場合は、必ず生活環境係まで連絡してください。

■こんなときは国保に届け出が必要です

次のようなときは、必ず14日以内に窓口に届け出をしてください。

	こんなとき	手続きに必要なもの
加　入	木島平村に転入したとき	印鑑・転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑・退職の証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑・保険証・母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑・保護廃止決定通知書
	外国人が入るとき	印鑑・外国人登録証明書
喪　失	木島平村から転出するとき	印鑑・保険証
	職場の健康保険に入ったとき	印鑑・国保と健康保険の両方の保険証
	死亡したとき	印鑑・保険証・死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑・保険証・保護開始決定通知書
	外国人の人がやめるとき	印鑑・外国人登録証明書・保険証
その他	退職したとき	印鑑・保険証・年金証書
	村内で住所が変わったとき	印鑑・保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたりいっしょにしたとき	
	就学のため保険証を分けたいとき	印鑑・保険証・在学証明書等
	保険証をなくしたとき	印鑑・身分を証明するもの

※国保に入るとき、すでに家族の方が国保に加入している場合は、その保険証も持参してください。

■届出が遅れると…

加入の届出が遅れると、加入時までさかのぼって保険税を納めることになったり、医療費が全額自己負担になったりします。また、やめる届出が遅れると、保険証をうっかり使ってしまい、国保で負担した分をあとで返していただくことになりますので気をつけましょう。

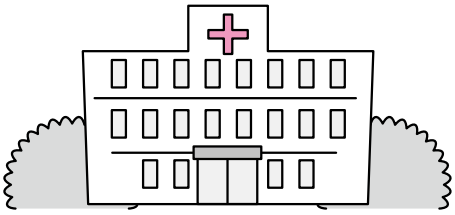

お問い合わせ：民生課　生活環境係　内線１２２

小・中学校の転入・転出について

■転校される方の手続について（村外へ転出される方）

●転出に伴う転校の場合は、今まで通っていた学校へ申し出てください。

●学校へ伝えてほしい内容

・転出先の住所　・転校することになる学校名　・いつ転出するか

■転校されてくる方の手続について（村内へ転入される方）

●教育委員会へ申し出てください。

●教育委員会でお話いただきたいこと。

・転入先の住所等連絡先
・お子さまの生年月日
・転入前の学校について
・転入届をされた日
・転入前の住所
・その他学校に伝えておきたいこと

■奨学資金の貸付（貸与）について

村では、高校生以上の就学を支援するため、学校在学中の奨学金を無利子での貸付を行なっています。

●貸与の額

高校生…月額１万円以内　　専門学校生以上…月額４万円以内

●償還期間

最終学校を卒業して６カ月経過後から、貸与期間の１．５倍以内の期間

■就学援助費の支給

教育委員会では、生活保護を受けていないがこれに準ずる程度に生活が困窮している世帯のお子さんに、学用品の支給や給食費等の援助を行なっています。

各制度については、認定又は手続きに必要書類や要件があります。詳しくは教育委員会までお問い合わせください。

お問い合わせ：教育委員会　子育て支援係　内線２０５

上水道

■水道を使い始めるには

新しく家を建てるとき（新設）、転入や転居などで使われていない水道を使い始めるときや使用されている方のお名前が変わるとき（名義の変更）は、事前に下記で手続きをしてください。

■メーターの検針と水道料金

水道メーターの検針は、２か月に１回行います。（冬期間１２月～４月は行いません）お使いになった水の量によって２か月分の水道料金を計算し、翌月にご請求します。請求される料金は２か月分を翌月と次の月の２回に分けて納めていただきます。
（毎月検針を行う地区もあります。）

■指定工事店

水道の給水工事や修理（漏水や冬期間の凍結による破裂・破損など）は村に登録されている水道指定工事店へ依頼してください。工事店でないと工事等はできません。指定工事店は土・日及び祝祭日も受付等を行っています。指定工事店に関する事（連絡先電話番号など）で不明な点については、お問合せください。

■水道の使用を中止する時は

転出・転居や家の取り壊しなどで、今までお使いになっていた水道の使用を中止するときは、事前に手続きを行ってください。

■冬の水道の管理

木島平村では、冬になると気温がマイナス１０度以下になることもあります。水道管の凍結には十分な注意が必要です。

●凍結防止帯の取付け

凍結防止帯は電気の熱により保温し、水道管の凍結を防ぎます。取付けたいときは、指定工事店に相談してください。

●不凍栓を使いましょう

水道管に残った水は、不凍栓で簡単に水を抜くことができます。（このとき完全に開閉をしないと水が地下に漏れてしまいますので、注意してください。）

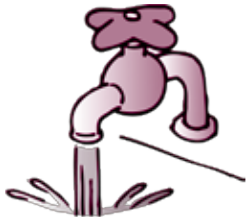

お問い合わせ：建設課　上下水道係　内線１４３

下水道

■下水道を使い始めるには

現在、村のほとんどの地区で下水道が利用できます。馬曲・糠千地区は農業集落排水事業の処理場で、それ以外は特定環境保全公共下水道事業の処理場（木島平浄化センター）で受け入れ処理しています。但し、一部の地区では浄化槽を設置していただくことになります。下水道を利用したい方は下記までお問合せください。

■分担金・受益者負担金

公共下水道・農業集落排水ともに分担金（受益者負担金）を納めていただきます。一般家庭の場合は一律３００，０００円になります。事業所・宿泊施設（ホテル・民宿・ペンション）・共同住宅（アパート）の場合は、別に金額が定めてありますのでご相談ください。

■指定工事店

下水道排水設備工事・修理等（公共ますから宅内側）は村に登録されている排水設備指定工事店でないと工事はできません。指定工事店では工事の設計・施工をもちろんのこと、面倒な書類の手続き（申請など）も扱っておりますのでご利用ください。また、村の排水設備融資あっせん要綱に基づく手続きも合わせて行っています。下水道を使用したい方は、下記若しくは排水設備指定工事店へ相談ください。

■下水道の正しい使い方

家庭や事務所から排出された汚水は、下水管を通って浄化センターに集められ浄化処理がされますが、処理されにくいものがたくさん流れ込みますと浄化処理ができなくなります。ルールを守って使いましょう。

●油　・野菜くずを流さないで

排水管の詰りの原因になるとともに、処理場での下水処理に悪い影響を与えてしまいます。天ぷら油などは、新聞紙などに染み込ませて、燃やせるごみとして提出してください。

●トイレに異物を流さないで

トイレットペーパー以外の、水に溶けにくい紙や、衛生用品をトイレに流さないでください。排水管の詰りの原因となります。

下水処理場では、微生物の働きを利用して下水処理を行っているため、灯油の流入はその微生物を死滅させ、処理能力の低下を招いてしまいます。灯油の流出事故には、充分にご注意ください。

●宅内下水道設備の定期点検を

台所や浴室等に設けてある汚水ます（トラップます）や排水管はときどき点検して、土砂や汚物を除去し、清掃しましょう。

尚、ご不明な点については、下記又は排水設備指定工事店へ相談ください。

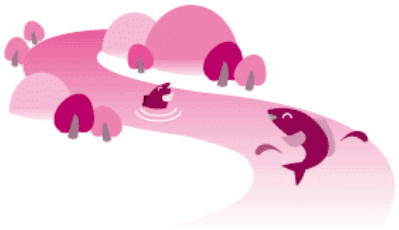

お問い合わせ：建設課　上下水道係　内線１４３

浄化槽

■浄化槽を設置するには

浄化槽を設置するには、村への届出が必要です。 浄化槽の大きさは、建物の面積に応じて決まります。また設置届や完了報告書などがきめられていますので、浄化槽設備士のいる専門の工事業者に依頼してください。

■浄化槽設置に対する補助制度

下水道に接続できない地区に浄化槽を設置する場合は、条件を満たせば補助金を受けることができます。浄化槽の大きさで補助金の額も変わります。設置工事は、県登録施工業者が行います。工事が完了したら、工事完了報告書を村へ提出してください。補助金交付申請の手続きは村で行います。

■保守点検・清掃が義務つけられている

保守点検とは、浄化槽の点検・調整・修理などを行うものです。知事の登録を受けた保守点検業者に委託してください。浄化槽を設置すると、浄化槽管理士による保守点検を毎年１回行うことになっております。

清掃とは、汚泥・スカムを引き出し、浄化槽内の調整・洗浄を行うものです。
村の許可を受けた清掃業者に委託してください。（浄化槽法第１０条）

■適正な維持管理のために

法定検査とは、浄化槽法第７条及び第１１条に基づき行われる検査で、

①浄化槽が正しく設置されているか
②浄化槽が正常に機能しているか
③保守点検や清掃が適正に行われているか

について、知事指定検査機関である（社）長野県浄化槽協会が検査を行います。法定検査は日頃行われている保守点検や清掃の実施状況の確認を含め、浄化槽の状態を総合的に判定するものです。検査結果は浄化槽設置者に交付されるとともに、県の地方事務所及び村へ送付され、必要に応じ改善指導が行われます。検査結果で「改善が必要」と判定された場合は、保守点検業者と相談し、速やかに対策を実施しましょう。

■浄化槽の正しい使い方

いくら専門の業者に維持管理を頼んでも、使う側の心づかいが欠けては合併処理浄化槽の性能を生かすことはできませんし、日頃の管理や使い方は特に大事です。

●浄化槽の上に物を置かないでください。マンホールのふたは必ず閉めておきましょう。
●浄化槽の電源は切らないように、ブロワーの空気取入れ口はふさがないように注意しましょう。浄化槽内の微生物が活動できなくなります。
●台所からの野菜くずや天ぷら油などを、できるだけ流さないようにしましょう。
●トイレではトイレットペーパーを使い、その他の紙や紙おむつ、タバコの吸い殻などは絶対に流さないでください。

■浄化槽を廃止したい時は

下水道・農業集落排水などにつなぎ込みをして、浄化槽を廃止したときは、浄化槽廃止報告書を村へ提出していただくことになっています。

お問い合わせ：建設課　上下水道係　内線１４３

ごみ・環境

３Ｒ（排出抑制・再利用・リサイクル）を進め、正しい分別とごみの減量化にご協力をお願いします。

■ごみの分別と収集方法について

燃えるごみ		週２回（火・金）	紙くず・生ごみ・木クズ・紙おむつなど 村指定の可燃ごみ袋に名前を書いて提出 【生ごみはできるだけ家庭で堆肥化を】	生ごみはしっかり水切りをする 多量な物や大きなものはエコパーク寒川へ持っていく
資源物	空き缶 金属類	月１回	空き缶、やかん、鍋などの金属類 各地区の資源回収ステーション	缶類は水洗いをする。 スプレー缶は、中身を使い切り穴をあける
資源物	ガラスびん	月１回	各地区の資物回収ステーション 色別に回収コンテナに入れる	中をすすいで汚れを落としてください
資源物	ペットボトル	月１回	各地区の資物回収ステーションの回収ネットへ	ラベルとキャップ外し、きれいに洗い潰してからネットへ入れる
資源物	プラスチック製容器包装類	週１回（木）	ペットボトルを除くすべてのプラスチック製容器と包装 【村指定の可燃ごみ袋に「プラ」と記入】	汚れを落とし、乾かしてから袋に入れる （白色トレイ・発泡スチロールを含みます）
資源物	新聞	月１回	各地区の資源回収ステーション	ひもで十文字にしばる
資源物	段ボール	月１回	各地区の資源回収ステーション	ひもで十文字にしばる
資源物	紙パック	月１回	各地区の資源回収ステーション	開いて水洗いし、乾かして十文字にしばる 中が銀色に加工されたものは可燃ごみへ
資源物	雑誌・その他の紙	月１回	各地区の資源回収ステーション	ハガキや包装用紙、お菓子などの空き箱は紙袋に入れて、十文字にしばり提出
資源物	食用廃油	通年	役場西庁舎南側	回収タンクへ直接入れてください
不燃ごみ		月１回	コップ、せともの、ビデオ・カセットテープ、電球、ラジオ、ドライヤーなどの小型家電 【村指定のナイロン袋（青字印刷）】	割れたガラスや刃物等は、危険防止のため段ボールなどに入れて「危険物」と明記して名前を記入して提出

蛍光管	月１回	蛍光管全て（直管・丸管・電球型） 各地区の資源物回収ステーション	購入した時の箱に入れて提出。
乾電池	年 ２ 回	６ 月と １０月の不燃ごみの収集日に回収 【中身が見える透明な袋】	ボタン電池や充電式バッテリーは販売店へ
粗大ごみ	年１回	各地区指定の提出場所	秋に隣組回覧で回収品目と料金をお知らせします。それに従って提出してください。

＊小型家電は粗大ごみと一緒に回収します。

詳しい内容については、各ご家庭にお配りしてあります【木島平村ごみ辞典】・【ごみカレンダー】を参照ください。

■休日エコプラザ

毎月、最終日曜日を目安に、「資源物」の持ち込みを受け付けています。

・持込場所：木島平浄化センター内　休日エコプラザステーション

・持込日時：毎月、最終日曜日※　　午前中９：００～１２：００まで

（※ただし、最終日曜日が村の行事と重なる場合等は、その前の週などに実施します。
詳しくはその年の「ごみカレンダー」又は役場にお問い合わせください。）

・持ち込めるもの：プラスチック製容器包装類をのぞく資源物（左記の表）
なお、燃えるごみや不燃ごみ等のごみは出せませんのでご注意ください。

●村で収集できないごみ及び処理方法

・エアコン、洗濯機、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機等の家電製品は購入した販売店、家電小売店へ依頼してください。

・バッテリー、プロパンガス、消火器、スプリング入りマットレス、ピアノなどは取扱店へ依頼してください。

・住宅医療廃棄物（注射器・針等）は、医療機関へ返却してください。

■し尿・雑排水処理

●し尿処理

くみ取り式トイレのくみ取りをする場合は下記の業者へ連絡してください。

許可業者　㈲飯山清掃社　☎６２－３０５２

●雑排水処理

公共下水道、農業排水処理区域外の方で浄化槽を設置していない方には、家庭用雑排水槽の設置が義務づけられています。雑排槽の機能維持のため年３回の汲み取りを実施してください。

許可業者　㈲飯山清掃社　☎６２－３０５２
㈲北信メンテナンス　☎６３－３１１６

お問い合わせ：民生課　生活環境係　内線１２３

■公害防止

廃棄物の野外焼却の禁止

廃棄物の野外焼却は、法律により禁止されていますので、絶対にやめましょう。軽微な焚き火、農業から出た剪定枝や枯れ草などの焼却は、野外焼却禁止の例外として取り扱われていますがやむを得ず焼却を行うときは、次の点に注意し近隣の生活環境に迷惑がかからないようにしましましょう。

●住宅周辺での野外焼却は、できるだけ行わないようにしましょう。
●周辺に住宅がなくても、時間帯や風向きに注意しましょう。
また、庭木の剪定枝のチップ化を行っていますので、お問い合わせください。

■外来植物駆除

村では、特定外来植物であるニワウルシの駆除のためチェーンソーと電動ドリルを貸し出します。詳しくは、生活環境係までお問い合わせください。

■悪臭の防止

臭いは、自分は不快に感じていなくても、周囲の方が不快に感じる場合があります。ちょっとした気遣いや心配りをすることで、不快な気持にならずにすみます。次の点に気をつけるよう心がけましょう。

●こまめな掃除をしましょう。
●堆肥などを堆積するときは、シートで覆うなどの対処をしましょう。
●良いにおいであっても強さや頻度で不快に感じる方もいますので気をつけましょう。

■騒音・振動の防止

騒音は、睡眠の妨げや会話の妨害など、近隣の生活環境に影響を与えることがあります。日常何気なく出す音や、一般的には心地よいと思う音楽なども、周囲の方には騒音と感じることがありますので、次の点に注意しましょう。

●音への気配りを忘れずに、控え目にしましょう。
●深夜、早朝は、特に注意しましょう。
●ペットの鳴き声に注意しましょう。

■灯油などの漏えい事故の防止

冬季になると石油タンクからの油漏れ事故が多発します。油が河川などに流入すると、水質の汚染や魚類、農産物などへ被害を及ぼす恐れがあります。油の回収費用は全て原因者負担となり、下流まで被害が拡大した場合には、更に多額の費用を負担することになります。日頃からタンクや配管部分の点検を行い漏えい事故を防ぎましょう。

万が一、油漏れを起こしてしまったり、発見した場合は、次のいずれかにご連絡ください。

①役場生活環境係（☎８２－３１１１）　②岳北消防本部（☎６２－０１１９）
③北信地方事務所環境課（☎２２－３１１１）

■犬・猫の飼育について

人に危険や迷惑がかからないように、決められた方法で大切に飼育しましょう。

飼主の義務

●最後まで責任を持って飼いましょう。
●繁殖を望まない場合は、飼主の責任で不妊手術・断種手術を行いましょう。
●鑑札や注射済票により飼主が明らかになるようにしましょう。
●生後９１日以上の飼犬は登録（生涯一度）が必要になります。
●毎年年１回狂犬病予防注射を受けてください。
●放し飼いはせず、首輪とくさりがしっかり繋がれているか確認しましょう。
●散歩中のフンは必ず持ち帰りましょう。
●犬が亡くなったり、飼主や住所が変わった場合は手続きが必要になりますので、生活環境係までご連絡ください。

お問い合わせ：民生課　生活環境係　内線１２３

ケーブルテレビ

■木島平村情報通信施設とは？

光ケーブル（ＦＴＴＨ方式）により村のケーブルテレビ（自主放送）と、テレビ画面を利用したお知らせや、テレビ放送の送信などのサービスを提供するものです。

ケーブルテレビをご利用いただくと、電波障害を受けず、鮮明な画像と音質をお楽しみいただけます。

■どんなサービスが受けられるの？

●アンテナを設置せずに地上デジタル放送をご覧いただけます。
●村の情報通信施設加入世帯同士なら通話無料で村内有線電話を 利用できます。
●村の自主放送（ふう太ネット木島平）がご覧になれます。
●別途契約（ＪＡＮＩＳ/長野県協同電算）により、インターネットサービス（上り・下り１００Ｍｂｐｓのベストエフォート型/実測１０～３０Ｍｂｐｓ）が利用できます。

■加入時の負担金額は？

●加入負担金として、１００，０００円（税別）が申込時に必要です。
●配線の増設、分配器、増幅器等の設置については別途費用がかかります。
（詳細な工事料金については、宅内配線業者とご相談ください。）
●幹線からご家庭の屋外受信機まで光ケーブルの引き込み工事及び屋外受信機からテレビへの接続と宅内機器の設置は、村が行います。
●宅内機器は、１セット（音声告知端末、ルーター、電源タップ）を無料でお貸しします。

■毎月の使用料は？

●基本使用料は、月額２，０００円（税別）となります。
●インターネットサービスは、月額４，０００円（税別）です。
初期費用として次の料金が必要です。
①プロバイダー登録料５，０００円（税別）
②基本設定工事料金１０，０００円（税別）
（なお、グローバルＩＰ利用の場合は、１２，０００円（税別））が必要です。（注１）

（注１）㈱長野県協同電算（ＪＡＮＩＳ）との契約になります。

家庭・家族のこと

保育園

■入園基準と手続

保護者が就労等により、日中に児童の保育ができないと認められるときは、村内の児童をお預かりしています。入所手続きについては、毎年１０月中旬から１１月上旬に受付け、１月下旬に親子面接を行い、４月から入所となります。期間以外でも随時受付けていますが３歳未満児の途中入所は職員配置・クラス編成等で２～３カ月お待ちいただく場合があります。詳しくは教育委員会子育て支援係または保育園にお問い合わせください。

〇保育園の開所時間は、午前８時 ３０分から午後４時３０分までです。

■保育所の所在地と定員

おひさま保育園　　大字往郷２９９５番地　定員１６０人

■特別保育について

・延長保育　　月曜日から土曜日までの、午前７時３０分から１９時まで、月単位及び１日単位で利用できますが、保育料とは別に延長保育利用料を負担いただきます。

・病後児保育　病気の回復期に（乳幼児）を対象に、１事由につき連続７日以内まで利用できます。

・緊急保育　　入園していない子を対象に、緊急かつ一時的に家庭保育が困難となる場合に１事由につき連続１２日以内まで利用できます。

子育て支援室

子育て中の保護者及び子ども同士の交流・ふれあいの場として地域の子育て家庭におひさま保育園のプレイルームを“おひさま広場”として開放しています。子育てコーディネーターが子育ての相談に応じます。

■おひさま広場開放日

保育園が開所している月～金曜日の午前９時３０分から 午前１１時まで

☆保育園の休園日は日曜祝祭日のほか次の日です。

お盆休み…通常８月１３日～８月１６日

年末年始のお休み…通常１２月２９日～１月４日

春休み…通常３月の卒園式翌日～４月１日

＊休園日については前後に日曜日が入る場合は日曜日も含まれるため年度によって多少変わります。

■おひさま教室

おひさま教室は､おひさま広場の時間中（週１回程度）子育てやあそびに関するアドバイス･情報提供を行なうものです。保健師やエンゼルアドバイザー（主任児童委員）、栄養士が週替わりで参加します。

☆教室の内容により、自己負担金をいただきます。

お問い合わせ：教育委員会　子育て支援係　内線２０５

児童手当

■支給の対象

村内に住所を有し、中学生（注１）までの間にある児童を養育している方に支給されます。

（注１）０歳から１５歳。出生の場合は申請した翌月分からの支給になります。１５歳は到達後最初の３月３１日までが対象となります。

■支給月額と支給時期

３歳未満　　月：一律１５，０００円　＊３歳の誕生日を迎えると金額が変わります。
３歳以上小学校修了前　第１・２子 月：１０，０００円、第３子以降 月：１５，０００円
中学校　月：一律１０，０００円
所得制限による特例給付　一律５，０００円

〇支払時期は、毎年２月・６月・１０月にそれぞれ前月分までがまとめて支給されます。

児童扶養手当

■支給の対象

父母の離婚などにより、父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育している村内のひとり親家庭等に支給されます。

■支給額と支給時期

所得額、扶養数により支給額が決定します。
なお、児童扶養手当は毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額の改定が行われます。

※参考（平成２８年度）
全部支給の場合　　月額４２，３３０円
一部支給の場合　　月額４２，３２０円から９，９９０円
加算額　第２子　５，０００円　第３子以降１人につき３，０００円

■手続に必要な書類等

申請に必要なもの
●児童扶養手当認定請求書（請求書は教育委員会にあります。）
●印鑑　●振込口座のわかるもの　●戸籍謄本　●住民票　●所得・課税・扶養証明書
※戸籍謄本は、本籍の置いてある市町村に請求してください。
※所得・課税・扶養証明書はその年の１月１日現在に住民登録をしていた市町村に請求してください。

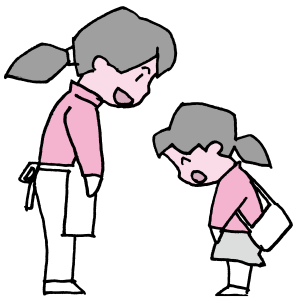
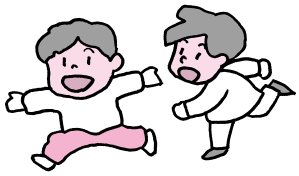

お問い合わせ：教育委員会　子育て支援係　内線２０５

母子健康サービス・予防接種

■母子健康手帳の交付

妊娠したら、早めに医療機関を受診し、受け取った「妊娠届出書」と印鑑を持って役場へ届け出をしてください。「母子健康手帳」、「妊婦一般健康診査受診票」の交付と、保健師の健康相談があります。

母子健康手帳は、妊婦健診、母親学級、乳幼児健診、予防接種を受ける時に必要です。大切に保管してください。

■妊婦一般健康診査助成

妊娠期の健康診査が県内の医療機関で、無料で受けられます。

母子健康手帳交付時に、妊娠時期ごとの「妊婦一般健康診査受診票」を交付します。届出時の妊娠週数によっては、交付枚数を減じる場合もありますので、妊娠届出書を受け取ったら速やかに届け出をしてください。

●県外の医療機関で妊婦健診を受診される方にも対応します。

●他市町村から転入された方は、受診票の差し替えが必要です。

※詳しくはお問い合わせください。

■パパママ教室

これからお父さん、お母さんになる人のための教室です。妊娠から出産、子育てまで知っておきたいことを楽しく学びます。赤ちゃん人形を使ったベビーケア体験のほか、希望するお父さんには妊婦の体験もしてもらえます。

対象者には個別にお知らせします。

■乳幼児健診

お子さんの月齢に合わせた健康診査を、村の保健センターで行います。

対象月齢	健　診　内　容
４か月	身体計測、問診、診察（内科）、事後相談（保健師・栄養士）、離乳食教室
７か月	
１２か月	身体計測、問診、診察（内科）、事後相談（保健師・栄養士）
１歳６か月	身体計測、問診、診察（内科・歯科）、事後相談（保健師・栄養士・歯科衛生士）
２歳	
３歳	

・このほか、年３回心理相談を行っています。

・日程等については、子育てカレンダーをご覧ください。

■母子訪問事業（妊婦訪問、新生児訪問、乳児訪問）

生まれたばかりの赤ちゃんの育児は何かと不安や悩みがつきものです。生後２から３カ月頃まで、保健師が体重測定や発育・子育ての様子をうかがいに訪問し、相談に応じます。そのほか、妊娠期間中や子育てに関して心配事などがある方にも随時訪問します。

■乳児整形検診

赤ちゃんの股関節の異常を早期に発見し、適切な援助をするために行います。個別の通知はしませんので、子育てカレンダー等でお子さんの対象月を確認して、検診日に保健センターまでお越しください。

■未熟児養育医療の給付

未熟児養育医療の給付は、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が指定養育期間において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。

指定養育医療機関で意見書を交付されたら、意見書の日付から１カ月以内に養育医療の給付申請をしてください。

■予防接種

感染症予防のために、該当年齢時には予防接種を必ず受けるようにしましょう。
ＢＣＧは村内医療機関、それ以外は村の保健センターで行います。対象のお子さんには、事前に予診票、注意事項をお送りしますので、「予防接種と子どもの健康」と合わせて、よく読んでからお越しください。

日程、対象年齢については、子育てカレンダーをご覧ください。

※定期の予防接種には保護者が同伴することが原則ですが、やむを得ず保護者以外の親族の方（祖父母等）がお子さんに付き添う場合には、委任状（予診票裏面）の提出が必要になります。該当する方は、注意事項等よく理解したうえで、予診票と委任状を記入し当日付き添われる方にお渡しください。

■不妊・不育症治療

不妊・不育症治療を行っている夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊・不育症治療費の助成を行っています。

助成対象者の要件：①法律上の婚姻夫婦
②村内に１年以上住所を有していること
③医療保険に加入していること。
④同一世帯に村税等の滞納がないこと。

助成対象経費：不妊・不育症治療に要する「医療保険適用外医療費」の２分の１以内の額。（１年３０万円を限度）ただし、長野県不妊治療費の助成を受けることができる場合は、その助成額を除きます。

助成期間：通算５年度以内、５０万円を限度。

申請する前に、必ず保健師もしくは職員に申請方法等を確認してください。
プライバシーは守られますので、安心してご相談ください。

お問い合わせ：民生課　健康福祉係　内線１２５

介護保険制度

■介護保険制度とは

介護保険制度は、「介護を必要とする人を社会全体で支え合う」社会保険制度です。４０歳以上の人が被保険者となって保険料を負担し、介護や介護予防が必要と認定されたときには、利用料を支払って介護保険のサービスを利用するしくみとなっています。

■第１号被保険者

６５歳以上の人は第１号被保険者となり、健康保険料とは別に介護保険料を納めて頂くようになります。第１号被保険者は原因を問わず、介護や支援が必要となった場合には、要介護認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。（介護保険料は所得段階により異なります。）

■第２号被保険者

４０歳以上６５歳未満の人は第２号被保険者となります。加入の健康保険料と一緒に介護保険料を納めて頂きますので特に手続きは必要ありません。

第２号被保険者は老化が原因とされる病気（特定疾病）により、介護や支援が必要となった場合には、要介護認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。

■介護サービスを受けるまでの手続き

①申請

本人や家族が木島平村役場へ申請する。また、居宅介護支援事業所や介護保険施設で代行することもできます。

②認定調査

認定調査員が自宅などへ訪問し、心身の状態などについて本人や家族から聞き取りや動作確認調査を行います。

③主治医の意見書

村からかかりつけの主治医に意見書の作成を依頼します。

④介護認定審査会

認定調査の結果と主治医意見書の内容をもとに、どのくらいの介護度が必要かを審査判定します。（非該当または要支援１・２、要介護１・２・３・４・５の７段階に判定）

⑤認定結果の通知

介護認定審査会の判定結果に基づき認定し、結果を本人に通知します。

⑥ケアプランの作成

介護保険のサービスを利用するため、介護支援専門員と相談しながら、どんなサービスを利用するかを決め、心身の状況にあったケアプランを作成します。介護支援専門員は、サービス事業者との連絡調整も行います。

⑦サービスを利用する

ケアプランに基づき、サービス事業者と契約した内容のサービスを受けます。利用料は、基本的にはサービス料の１割を自己負担します。

■相談窓口・お問い合わせ

介護に関する相談などお気軽にご相談ください。

木島平村民生課健康福祉係　　０２６９－８２－３１１１（内線１２５）

木島平村地域包括支援センター　　０２６９－８２－４７７１

お問い合わせ：民生課　健康福祉係　内線１２５

高齢者の福祉

■馬曲温泉いこいの家

・高齢者健康増進事業（旧老人福祉バス事業）　※個人負担額３００円
　４月～１１月の間、高齢者の福祉の向上健康増進を図るため、馬曲温泉への送迎の福祉バスを運行します。
・高齢者の教養の向上、及びレクリエーションの場として、また集会の場として利用できます。

■せっこ塾（高齢者学級）

自己の実現と健康の増進を図り、高齢者の社会参加を促進することを目指して、毎年開講しています。　☆お問い合わせ先　教育委員会　生涯学習係

■シニア大学

長野県シニア大学北信学部（２年制）が開設されています。仲間づくりの輪を広げ、新しい知識を身につけ、充実した生活を創造したり、豊かな経験や知識を地域社会に役立てていただくための講座が組まれています。

■シルバー人材センター

長年の技術と経験を生かしながら、働くことを通じて生きがいを求め、地域に貢献することを目指した高年齢者が主体となった共働・共助の組織です。センターは、会員の希望と発注者の条件が一致したときに会員に仕事を提供し、仕事に応じて配分金を支払います。
☆お問い合わせ先　シルバー人材センター　☎０２６９－６３－２９１５

■高齢者福祉総合センター福寿苑

独居又は高齢者世帯の方で、居宅で生活することに不安のある方を対象に、必要に応じ住居の提供をいたします。　☆お申し込み先　社会福祉協議会　☎０２６９－８２－４８８８

■雪害救助員の派遣

独居又は高齢者世帯の方を対象に雪下ろしのお手伝いをします。
※派遣となる世帯は審査の上、決定されます。　☆お申し込み先　地区民生委員

■緊急通報装置の貸与

独居又は高齢者世帯の方に緊急時や、防災等のため日常生活用具を貸与します。
※所得に応じて利用者負担があります。　☆お申し込み先　下記または地区民生委員

■養護老人ホームの入所

家庭環境などの理由で、自宅で生活することが困難な高齢者が入所できます。
※所得に制限があります。　☆お申し込み先　下記または地区民生委員

■紙おむつ購入費用の助成

要介護３以上に認定された方を対象に、紙おむつの購入費の助成を行います。
※月３千円以内　領収書が必要です。　※村民税所得割非課税世帯に限ります。

■高齢者（障害者）にやさしい住宅改良促進事業

日常生活の一部を自力で行うことや介護者の負担軽減を目的に居室、トイレ、浴室等を改善する費用の一部を助成します。　※所得や障がいの等級など制限があります。

■寝たきり老人等介護者慰労金支給

要介護３以上に認定された方を、在宅で６カ月以上介護している介護者の方に慰労金を差し上げます。　※（年額）５万円

■高齢者等乗り合いタクシー利用助成事業

（デマンド交通「ふう太号」１００円パス券）
村内に住所のある６５歳以上の方または、障害者手帳をお持ちの方が村内区間を１００円で利用できるパス券を発行します。

お問い合わせ：民生課　健康福祉係　内線１２５

障がい者の福祉

■どんなサービスが受けられるの？

障がい者が、身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を取得すると、それによりさまざまなサービスが受けられます。これらのサービスは、自らが障がいを克服して社会参加ができるよう手助けをするための施策です。

●身体障害者手帳

・対象者：視覚・聴覚・音声言語・肢体不自由・心臓・じん臓、呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸等に障がいのある人

●療育手帳

・対象者：知的障がいのある人

●精神障害者保健福祉手帳

・対象者：精神疾患を有する者のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制限がある人

■手帳の種類によって、受けることのできる支援内容が異なります。
主なものは次のとおりです。

ただし表の中で（※）の印がついているものは、手帳を持っていることが条件ではありません。

支給・支援内容	身体	療育	精神
①障害年金　障がいの状況により年金が支給されます	○	○	○
②各種手当　特別障害者手当、特別児童扶養手当(※)	○	○	
③村福祉金　介護慰労金、重度心身障害児福祉金	○	○	
④福祉医療費　病院等での自己負担費の一部を除き支給	○	○	○
⑤自立支援医療　障がいの除去や軽減のための医療	育成(※) 更生		精神通院(※)
⑥補装具　補聴器、車椅子、義肢等の交付・修理	○		
⑦住宅改修　バリアフリー化等の交付、修理	○		
⑧紙おむつ　住宅で日常使用している人へ支給	○	○	○
⑨鉄道、バス、タクシー料金の割引	○	○	○
⑩高速道路通行料金の割引	○	○	
⑪デマンド交通「ふう太号」100円パス券	○	○	○
⑫税金の控除　所得税、自動車税、軽自動車税	○	○	○
⑬児童デイサービス（中学3年まで）	○	○	

障がいの等級や所得により、受けることのできない場合があります。

■障害福祉サービス

障がいの種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等）にかかわらず、障がいのある人が安心して地域で自立した生活を送れるよう「障害者総合支援法」という共通の制度により障がいのある人に必要なサービスを提供します。

１　相談支援事業

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。

☆お問い合わせ先

北信圏障害者総合相談支援センター　☎０２６９－２３－３５２５

北信圏域権利擁護センター　☎０２６９－２６－２２６６

２　訪問系サービス

居宅介護	全身介護、家事援助、通院介護
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人への入浴・排泄等介護
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人への必要な情報提供や援護等の外出支援
行動援護	自分の判断では行動できない人への危険回避のための行動支援
重度包括支援	介護の必要性がとても高い人への包括的サービスの支援

３　日中活動系サービス

生活介護	常に介護を必要とする人に、入浴・排泄等の介護及び創作活動・生産活動の機会を提供
自立訓練（生活・機能）	身体機能または生活能力の向上のための支援
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、知識・能力向上のための必要な訓練
就労継続支援〔A型・B型〕	一般企業への就労が困難な人に、知識・能力向上のための必要な訓練
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での訓練・療養上の管理、看護等日常生活の世話
短期入所	自宅で介護する人の病気などの理由により、介護できない場合のショートステイ

４　居住系サービス

共同生活援助	共同生活の場において、相談や日常生活の支援
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日の日常生活の介護

５　地域移行・地域定着

タイムケア事業	家庭において一時的に介護ができない場合に登録者に介護を依頼
コミュニケーション支援事業	言語・聴覚・音声視覚等の障がい者とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣
日常生活用具給付事業	重度の障がいがある人の自立生活支援用具等の給付・貸与
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人の外出支援

６　相談支援

計画相談支援	障がい者（児）の適切なサービス利用に向けたきめ細かい支援
地域移行支援	施設入所者等が、退所後地域における生活に移行するために必要な支援
地域定着支援	単身等で生活し、緊急時に相談その他の必要な支援

●各サービスの利用者負担額は、費用の１００分の１０に相当する額です。

ただし、課税状況により、負担上限月額が設定されているほか、さらに軽減される場合もあります。

お問い合わせ：民生課　健康福祉係　内線１２７

後期高齢者医療制度

■長寿医療（後期高齢者医療）制度とは？

平成２０年４月に、今までの老人医療制度にかわり「長寿医療（後期高齢者医療）制度」がスタートしました。

この制度は長野県後期高齢者医療広域連合が運営しています。

■対象となる方は

●７５歳以上の方（申請の必要はありません）

●６５歳以上７４歳以下で一定の障害の状況にある方（申請が必要です）

■保険証（被保険者証）

該当となる方には後期高齢者医療制度独自の「保険証」（カード型）が、被保険者全員（１人に１枚）に交付されます。

これから７５歳になる方は、誕生日の前日までにお送りします。

※保険証をなくしたときは、再交付には申請が必要です。もし無くなってしまった場合には、役場までご連絡下さい。

■保険料について

被保険者全員が負担し、保険料の額は所得に応じて決まる所得割額と、被保険者の方全員に負担いただく均等割額の合計額が保険料になります。保険料率等は２年ごとに広域連合で決定されます。

●保険料の納付方法は２種類あります

特別徴収…現在受取られている年金から差し引いて支払います。

普通徴収…納付書により現金で支払うか、指定していただいた金融機関から振替えて支払います。

■医療費の窓口負担について

診療を受ける際に医療機関等の窓口では、かかった総医療費のうち、保険証に記載してある負担割合相当額を負担していただきます。

●外　来　・現役並み所得者……３割

　　・一　　般……１割

●入　院　診療を受けた医療機関ごとに保険適用分の負担割合相当額を負担していただきます。

※入院等で医療費が高額になりそうな場合、事前に役場に申請をいただくことで限度額認定証を発行することが出来ます。認定証を提示することで医療機関での支払額がその方の限度額までとなります。

■医療費の給付について

高額療養費制度

１か月のうちに支払った医療費が高額になった場合には高額療養費として限度額を超えた部分が支給されます。該当になる方には長野県後期高齢者医療広域連合より直接申請書を送付し

ます。申請は初回のみで２回目以降は、自動的に支給されますので、申請書が届いたら必ず役場担当窓口へ申請してください。

その他の支給

次の場合にも、所定の申請により医療費が支給されます。

①医師が治療上必要と認めた補装具（コルセット等）を購入した時
②医師の同意を得て、はり、きゅう、マッサージ等の施術を受けたとき
③緊急やむを得ない事情で医療機関等に保険証を提示できず治療を受け医療費の全額を自己負担したとき
④海外渡航中に病気やけがをして治療を受けたとき
⑤医師が必要と認めた場合の手術などで輸血に用いた生血代
⑥やむを得ない理由で、医師の指示による転院などの移送に費用がかかり、広域連合が必要と認めたとき
⑦骨折、打撲などで保険診療を取り扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき（医師の同意が必要な場合があります）
⑧入院した時、やむを得ない事情で減額認定証の提示ができず、入院時食事療養費について通常の費用を支払ったとき（差額を支給します）
⑨療養病床に入院したとき、やむを得ない事情で減額認定証の提示ができず入院時生活療養費について通常の費用を支払ったとき（差額を支給します）

葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、喪主など葬儀を執行された人に対して５０，０００円を支給します。

交通事故にあったとき

交通事故など、第三者の行為によってけがや病気をした場合でも、届出により後期高齢者医療制度で医療を受けることができます。この場合、この医療制度が一時的に医療費を立て替えて、あとで加害者に請求することになります。

●警察へ届出て「事故証明書」の交付を受ける
●役場担当窓口へ「第三者行為による傷病届」の手続きをしてください。

■後期高齢者健康診査について

７５歳以上の方を対象にいきいき健診を実施しています。

■人間ドック等の検査料の一部補助について

村内の被保険者の方を対象に、指定医療機関での人間ドック・脳ドックの検査料の一部を補助しています（いずれか年度中１人１回に限ります）。

●補助額　　日帰り･･･１０，０００円
　　一　泊･･･２０，０００円

お問い合わせ：民生課　生活環境係　内線１２３

成人保健サービス

■各種健（検）診

村では、次のような各種検診を実施しています。受診対象となる方は出来るだけ受診をしてください。

検診項目	対象年齢等	内　　容
若者健康診査	１９～３９歳	・医師診察、身体測定、検尿、血圧測定、血液検査等 ・過去の健診結果等で医師が必要と判断した方に心電図、眼底検査を実施 ・心電図検査（６５歳～７４歳） （７５歳以上の方は希望者に有料で実施します）
※特定健康診査（国保）	４０～７４歳の国保加入者	
※いきいき健康診査	７５歳以上	
※結核検診	６５歳以上	検診車での胸部レントゲン
※歯科検診	１９歳以上	歯科医師診察、個別指導
肝炎ウイルス検査	①４０歳 ②４０歳以上の希望者 （過去未実施）	血液検査 （健康診査を受けなくても単独実施できます）
胃がん検診	４０～７９歳	検診車でのバリウム検査
大腸がん検診	４０歳以上	便潜血検査
肺がん検診	４０～６５歳	検診車での胸部らせんＣＴ検査
子宮がん検診（女性）	２０歳以上	検診車での集団検診 医療機関での個別検診
乳がん検診（女性）	３０～３９歳 ７５歳以上	検診車での超音波検査
	４０～７４歳 隔年で対象地区が変わります	マンモグラフィ
前立腺がん検診（男性）	５０歳以上	血液検査 （健康診査を受けなくても単独で実施できます）

※印は、受診料が無料ですが、その他のものについては自己負担があります。

●各種検診は、通年の実施ではありません。また受診に際しての注意事項等がありますので受診を希望される方はお問い合わせください。

■健康教育

保健センターで、健康に関する教室を開催します。また、ご依頼があれば老人クラブなど、各種団体で開催する学習会などに出向き、保健師や栄養士が健康に関するお話をします。

■健康相談

保健師や栄養士が、医療や生活習慣など健康・食生活等に関する相談や各種検診の結果についての説明をします。

■精神障害者社会復帰事業

●憩いの家「フレンズ」（南鴨の立石通りにあります。）

・心の病を持った方に、日中の居場所を提供し、少しでも自宅から出てることによって生活リズムが整うよう、日常生活支援をする場です。また、ふらっと寄って話をしたり、お茶を飲んだり、のんびり自由に過ごしてもらうことができます。利用には事前に登録が必要ですので、保健師にご相談ください。

・開所：週５日（休日：月曜日・木曜日）　９：００～１７：００まで

・利用料：１日１００円

●心の健康講演会

自分の心の健康や精神障害者の理解について、医師や専門家からお話ししていただきます。年１回開催予定です。

お問い合わせ：民生課　健康福祉係　内線１２５

福祉医療費給付金

■福祉医療費給付金制度とは？

木島平村に住んでいる乳幼児・児童・生徒、重度心身障害者、母子および父子家庭の方に安心してお医者さんにかかっていただけるように医療費を補助する制度です。

受給対象の方

・乳幼児・児童・生徒　１８歳となる年の年度末（３月３１日）までが対象となります。

・母子（父子）家庭

母子（父子）家庭で、１８歳未満の児童とその児童を扶養している母（父）および父母のない１８歳未満の児童が対象となります。（所得や要件の制限があります。）

・重度心身障害者

身体障害者手帳　　１～３級

精神保健福祉手帳　１～３級

療育手帳　　A_1～B_2

上記の方が対象ですが、特別障害者手当や所得税、村県民税などの所得制限があります。

お問い合わせ：民生課　健康福祉係　内線１２７

地域・社会のこと

若者センター・図書館・農村交流館

文化施設・会議室の予約については次のような方法があります。ただし、営利目的の使用はできませんのでご注意ください。

●個人や仲間でレクレーションとして利用したい
⇒それぞれの申込先で申請書を記入し、使用料を事前に納めて下さい。

●団体で定期的に利用したい
⇒社会教育委員会が認定する「社会教育関係団体」に登録してください。
４ヵ月を単位に予約でき、使用料等の減免が受けられます。

※「社会教育関係団体」とは
社会教育法に定義された社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体をいいます。２月末までに決められた様式で教育委員会事務局へ申請をお願いします。

■若者センター

●休　館　日　１２月２９日から翌年１月３日まで
●使用時間　午前８時３０分から午後１０時まで
●申　込　先　教育委員会事務局　☎８２－２０４１
●施設概要

部屋名	広　さ	備　　品　　等
研　修　室	２６０．６４㎡	机、イス、放送機器、プロジェクター、冷暖房
控　　室	２１．９㎡	机、イス、冷暖房

●使　用　料

部　屋　名	午前 8:30～12:30	午後 13:00～17:00	昼間 8:30～17:00	夜間 18:00～22:00
研修室（全室）	６，０００円	６，０００円	１２，０００円	７，０００円
研　修　室 （１室当たり）	１，５００円	１，５００円	３，０００円	２，５００円
控　　室	５００円	５００円	１，０００円	７００円

※冷房または暖房設備を使用する場合は、使用料の２割増となります。

■ちっちゃな図書館

●場　　所　若者センター２階　☎８２－３１１１（内線　２３３）
●休　館　日　毎週月曜日・年末年始
●開館時間　火～金　午前９時００分から午後５時４５分まで
土、日、祝日　午前８時３０分から午後５時まで
●貸出期間　１５日以内、一人５冊まで
●施設概要　一般向け・児童図書　１５，０００冊以上
学習室　　１７人分

ワークスペース　８畳
毎月新刊図書など購入し、蔵書の充実を図っています。

●初めて利用する人は
ちっちゃな図書館の窓口にある「館外貸出利用申込書」を記入し、登録をしてください。印鑑、身分証明書等は不要です。当日から借りることができます。

●ちっちゃな図書館にない本を借りたい
県立図書館、近隣図書館から借り受け、個人に貸出することができます。
ちっちゃな図書館窓口へお問合せください。

●県立図書館の本を借りるには
県立図書館に利用登録をしていただくと、インターネットで県立図書館の図書の予約貸出サービスが受けられます。
本の貸出・返却はちっちゃな図書館でできます。詳しくはちっちゃな図書館窓口へお問合せください。

■農村交流館

●休 館 日　年末年始
●使用時間　午前８時３０分から午後１０時まで
●申 込 先　教育委員会　８２－２０４１
●施設概要

部屋名	広さ	備品等
会議室	３７㎡	机、イス
調理室	２８㎡	厨房機器
和室	３０畳	机
第１研修室	８４㎡：20人程度	机、イス
第２研修室	５６㎡：16人程度	机、イス
第３会議室	５６㎡：16人程度	机、イス
第４研修室（展示室）	７３㎡	

●使　用　料

部屋名	午前 8:30～12:30	午後 13:00～17:00	昼間 8:30～17:00	夜間 18:00～22:00
会議室	７５０円	７５０円	１，５００円	１，２５０円
調理室	５００円	５００円	１，０００円	７００円
和室	１，５００円	１，５００円	３，０００円	２，０００円
第１研修室	１，５００円	１，５００円	３，０００円	２，０００円
第２研修室	１，５００円	１，５００円	３，０００円	２，０００円
第３会議室	１，５００円	１，５００円	３，０００円	２，０００円
第４研修室（展示室）	１，５００円	１，５００円	３，０００円	２，０００円

ア　承認した使用時間を超えて使用したときは、１時間を増すごとに規定料金の２割増。
イ　冷房又は暖房設備を使用する場合は、使用料金の２割増。

●研修施設使用料　　中学生以下　１泊１，０００円　／　大人　１泊１，５００円

芸術・文化施設

■中町展示館　☎８２－３１０５

中町展示館は、上木島（中町地区）に位置する旧造り酒屋の蔵を利用した、美術作品等展示施設です。

この施設は個展やグループ展・ミニコンサートなどイベントにもご利用いただけます。

●入　館　料：大人　３００円（１５人以上の場合は２００円）　小中学生　１００円
（７５歳以上または就学前のお子さんは無料です。）
●開館時間：午前１０時～午後５時
●休　館　日：毎週日曜日及び年末年始

■ふるさと資料館（農村交流館　内）

ふるさと資料館は、郷土の学習や研究に資する施設として、平成２５年７月にオープンしました。根塚遺跡出土品や和算の資料など、村の歴史・民俗・文化等に関する資料を収集・保管・展示しています。
●休　館　日：休日の翌日、年末年始
●開館時間：午前９時～１７時
●入　館　料：無料
●お問い合わせ先：８２－２０４１

■郷の家　８２－３１００

郷の家は、馬曲地区にある古民家の柱や梁などの主要な構造材をそのまま利用し、囲炉裏や土間などを再現した失われつつある農村の生活様式を今に伝える施設です。

村に伝わる伝説や昔ばなしの語り、住民の舞台発表などを通じ、地域の情報発信や農村文化の継承を目的としています。

●入 場 料: 無料
●開館時間：夏季（４月～１０月）　午前９時～午後５時
冬季（１１月～３月）　午前９時～午後４時
●休　館　日 毎週水曜日及び年末年始

お問い合わせ：教育委員会　生涯学習係　☎８２－２０４１

村内観光施設

■馬曲温泉 望郷の湯　☎０２６９-８２-４０２８

馬曲川の上流、高台の山ふところに抱かれた馬曲温泉は絶景を楽しめる露天風呂が魅力の名湯で、雪景色の素晴らしい温泉として全国的に有名です。周辺の馬曲温泉公園には、明治 20 年に製作された県内最古のカヤぶき水車小屋があり、四季折々の風情で皆さんを迎えてくれます。施設内の食事処「鞍掛の茶屋」では村特産物「名水火口そば」を是非ご賞味ください。

●入湯料：大人５００円、子ども２００円　●営業時間：８時～２１時
●定 休 日：毎週水曜日

■木島平スキー場　☎０２６９-８２-３４３４

木島平スキー場は高社山の北斜面を利用した上級コースから中級・初級コースを有する広いゲレンデが特徴のスキー場です。ファミリーコースにはロングなソリコースや子ども広場があり、お子様連れの家族に人気のコースです。

雪とたわむれ家族の絆を深めるには最適な遊び場です。

■望郷にこにこファーム／やまびこの丘公園　☎０２６９-８２-４３３６

ここではガーデニング・そば打ち・おやき作り・笹寿司作り・米粉パン作り・バーベキュー体験などなど、各種体験ができます。食に関する体験はその場でお召し上がりいただけます。体験希望の方は予約が必要です。

この他にも園内には約２６０種３０，０００本のダリア園・マレットゴルフ場・レストラン・子ども遊具等皆さんに楽しんでいただける公園となっています。

●入場料：大人２１０円・子ども１１０円　●営業期間：４月下旬～１０月末
●営業時間：９時～１７時

■ケヤキの森公園　☎０２６９-８２-４３８８

広い芝生の広場や子ども遊具、テニスコート、マレットゴルフ・屋内体育館ではゲートボール等が楽しめます。また園内を流れる馬曲川では川遊びも出来る公園です。隣接する食堂「馬曲川」ではバーベキューも楽しめ、１日ゆっくり過ごせる公園です。

お問い合わせ：産業課　商工観光係　内線１３５　　木島平観光株式会社　☎８２－４４０４

スポーツ施設

スポーツ施設の予約については次のような方法があります。

●個人や仲間でレクレーションとして利用したい
　⇒それぞれの申込先で申請書を記入し、使用料を事前に納めて下さい。

●団体で定期的に利用したい
　⇒社会教育委員会が認定する「社会教育関係団体」に登録してください。
　　４ヶ月を単位に予約でき、使用料等の減免が受けられます。

●宿泊施設が合宿で利用したい
　⇒定期夏季（７月～９月分）の体育施設抽選会を行っています。

■木島平村体育館

●休館日　12月29日から翌年１月３日まで　●使用時間　午前８時３０分から午後１０時まで
●申込先　教育委員会事務局　☎８２－２０４１　施設概要　バレーボール2面、バトミントン6面ほか
●使用料

使用日等		使用料（1h）	照明料（1hあたり）
平日	８：３０～１７：００	１，５００円	５００円
	１７：００～２２：００	２，０００円	
土日祝祭日	８：３０～１７：００		
	１７：００～２２：００	２，５００円	

これ以外に設備を使用する場合は別費用がかかります。

■中央グラウンド（ケヤキの森公園）

●使用期間　４月中旬から11月下旬　●使用時間　午前５時から午後９時30分まで
●申込先　教育委員会事務局　☎８２－２０４１　●施設概要　野球1面、ソフトボール２面、照明
●使用料

使用日等	使用料（左の区分毎）	照明料（1hあたり）
早朝（５：００～８：３０）	４，０００円	２，３００円
午前（８：３０～１２：００）		
午後（１３：００～１７：００）	４，５００円	
夜間（１７：３０～２１：３０）		

■テニスコート（ケヤキの森公園）

●使用期間　４月中旬から１１月下旬
●使用時間　午前５時から午後９時３０分まで
●申　込　先　ケヤキ森公園「馬曲川」
　　☎８２－４３８８
●施設概要　テニスコート６面、照明

●使用料（１面当たり）

使用日等	使用料（左の区分毎）	照明料（1hあたり）
早朝（5:00～8:30）	１，６００円	４００円
午前（8:30～12:00）		
午後（13:00～17:00）		
夜間（17:00～21:30）		

■農村交流館体育館

●休館日　年末年始　●使用時間　午前８時分から午後１０時まで
●申込先　教育委員会事務局　●施設概要　縦２５ｍ×横１９ｍ　バレーボール１面、バドミントン２面
●使用料

使用日時		使用料（１ｈあたり）	照明料（１ｈあたり）
平日	８：３０～１７：００	１，５００円	５００円
	１７：００～２２：００	２，０００円	
土日	８：３０～１７：００		
祝祭日	１７：００～２２：００	２，５００円	

使用した時間の計算は、１時間に満たないものは１時間に切り上げ。

■農村交流館グラウンド

●使用期間　４月中旬から１１月下旬
●使用時間　午前５時から午後５時まで
●申　込　先　教育委員会事務局
●施設概要　ソフトボール１面

●使　用　料

使用日時		使用料
早朝	5:00～8:30	左記時間帯ごとに２，５００円
午前	8:30～12:30	
午後	13:00～17:00	

■多目的屋内運動場（ケヤキの森公園）　☎８２－８２１８

●休館日　１２月２９日から翌年１月３日まで
●施設概要　ゲートボール２面　●使用時間　午前５時から午後９時３０分まで
使用申込み、使用料等お問い合わせは、教育委員会事務局　☎８２－２０４１

■マレットゴルフ場（ケヤキの森公園）

●使用期間　４月中旬から11月下旬　●使用時間　午前５時から午後７時まで
●申　込　先　ケヤキの森公園「馬曲川」　☎８２－４３８８　●施設概要　３６ホール

■総合グラウンド

●使用期間　４月中旬から１１月下旬　●使用時間　午前５時から午後５時まで
●施設概要　野球１面、サッカー１面ほか
使用申込み、使用料等お問い合わせは、教育委員会事務局　☎８２－２０４１

■弓道場（中学校西側）

●施設概要　３人立、照明
使用申込み、使用料等お問い合わせは、教育委員会事務局　☎８２－２０４１

■ジャンプ競技場

●施設概要　ミディアムヒルＨＳ、スモールヒルＨＳ＝３５ｍ
使用申込み、使用料等お問い合わせは、教育委員会事務局　☎８２－２０４１

■クロスカントリー競技場

●施設概要　２km・３．４km(夏期)　１～５km(冬季)
使用申込み、使用料等お問い合わせは、にこにこファーム　☎８２－４３３６

■やまびこの丘テニスコート

●使用期間　４月末から１０月末
●使用時間　午前９時から午後４時３０分
●申　込　先　ホテルシューネスベルク　☎８２－４６００
●施設概要　砂入り人工芝コート１０面(ゲートボール１４面)
●使　用　料　施設へ直接お問い合わせください。

■ジュニアサッカー場

●使用期間　６月上旬から１１月上旬　芝の整備により制限日あり
●使用時間　午前９時から午後４時３０分
●申　込　先　にこにこファーム　☎８２－４３３６
●施設概要　３か所の総天然芝グラウンド
●使　用　料　施設へ直接お問い合わせください。

村の文化財

種　　別	文化財名称	所　在　地	概　要　等
有形民俗文化財	算額	中島地区　水穂神社	
	算額	中村地区 一川谷大元神社	
	算額	西町地区　天然寺	
	算額	西小路地区　満昌院	
	算額(天満宮格天井絵)	原大沢地区	
	野口湖龍の和算資料	教育委員会	
	水車小屋	馬曲地区　馬曲温泉	
	西国街道の観音	坂口～池の平街道	
	坂東街道の観音	坂口～糠塚街道	
	百庚申	庚地区	石祠１０３個がコの字形に並んでいる
	高札	大町地区	
	妙高山入峰先達許可状と旗印	南鴨地区	
	妙高山入峰先達旗印	大町地区	
	妙高山入峰先達許可状	中町地区	
	妙高山入峰先達旗印	中町地区	
名　　勝	蜘蛛が淵	馬曲地区	
	雄滝・雌滝	樽滝下	
無形民俗文化財	内山の柱松子	内山地区	開催は７月の第３土曜日の夜
	烏踊り	烏踊り保存会	
	南鴨の柱松子	南鴨区	開催は７月の第４日曜日の昼間
	中町の盆じゃもの	中町区	
墓　　碑	市川筑前守に関する墓碑	高石地区　泉龍寺	市川房幸（筑前守）の墓碑 市川勝房の墓碑（宝篋印塔）
碑　　文	忠魂碑銘	教育委員会	掛け軸(縦２３０cm 横１００cm) 乃木希典（将軍）の書

種　　別	文化財名称	所　在　地	概　要　等
天然記念物	福寿草	村内全域	
	鞍掛けの梨	馬曲地区	
	稲泉寺の松並木	稲荷地区　稲泉寺	樹齢２００年
	大イチョウ	和栗地区　長光寺	
	天然寺寺叢	西町地区　天然寺	樹齢２５０年
	泉龍寺寺叢	高石地区　泉龍寺	樹齢ケヤキ・杉約２５０年 松約１００年
	大龍寺の大杉	中町地区　大龍寺	樹齢約２５０年
	馬曲七曲のアスナロ	馬曲地区	樹齢約３００年
	カヤの平北湿原	カヤの平高原	
	カヤの平南湿原	カヤの平高原	
	御魂山の神代桜	原大沢地区	樹齢４００年
	庚のシダレザクラ	庚地区	樹齢約３００年
	浄蓮寺のボダイジュ	中村地区　浄蓮寺	樹齢２００年
	龍興寺清水	内山地区	
	豊足穂神社のケヤキ	南鴨地区	樹齢不詳
	内山のカヤ	内山地区	
	中町のコウヤマキ	中町地区	
仏　　像	木像十一面観音坐像	大町地区　照明寺	
史　　跡	朝日ゴウロ	村体育館南側	直刀・鍔・鏃・玉類・土器類などが出土
	鬼の釜古墳	南鴨地区	
	和栗古墳	和栗地区	
	犬飼城跡	内山地区	鎌倉～室町時代
	平沢城跡	平沢地区	鎌倉～室町時代
	日向城跡	中島地区	室町～戦国時代
	部谷沢城跡	部谷沢地区	鎌倉時代　毛見氏山城
	根塚遺跡	木島平中学校西部	長野県指定史跡
古　文　書	泉龍寺文書	高石地区　泉龍寺	古文書８通
	長坂家所蔵文書	大町地区	簿冊３３点　書状３６点
考古資料	根塚遺跡出土品	教育委員会	渦巻文装飾付鉄剣（県宝）など３６２点

医療機関

■病　院

●木島平クリニック

木島平村大字穂高 ３１０４−１　☎ ０２６９−８２−１６１６

診療科目：内科

休　診　日：木・日・祝

●木島平村診療所

木島平村大字上木島 １９４７−１　☎ ０２６９−８２−２１４３

診療科目：内科・胃腸科・小児科・外科・整形外科・皮膚科・肛門科
リハビリテーション科

休　診　日：第１．３土曜日　日・祝

■歯科医院

●芳川歯科医院

木島平村大字穂高 ２９８５−３　☎ ０２６９−８２−３９９５

休　診　日：日・祝

■薬　局

●木島薬局（木島平村診療所近く）

木島平村大字上木島 １９０１　☎ ０２６９−８２−１８３３

●木島西薬局（木島平クリニック近く）

木島平村大字穂高 ３１０５−８　☎ ０２６９−８２−１７１８

■緊急医案内

曜日・時間	医療機関	住　　所	電話番号
土曜・日曜・祝日 （通常診察時間外）	飯山赤十字病院	飯山市大字飯山 ２２６−１	０２６９−６２−４１９５
日曜・祝日 12月31日～１月3日 （午前９時～午後５時）	中高医師会休日診療所 （中野保健センター内）	中野市西1丁目1番7号	０２６９−２３−２２５５

お問い合わせ：民生課　健康福祉係　内線 １２５

デマンドバスの利用

■木島平村デマンドバス「ふう太号」の利用方法

【運行内容】

●運行期間：土・日及び祝祭日（８/１３～８/１６・１２/２９～１/３含む）を除く毎日

●運転範囲：村内及び旧木島駅、鳥羽整形外科医院、飯山駅、飯山赤十字病院, 八十二銀行飯山支店前（村外については、上記の５か所のみの乗降）

●予約が必要な便　　８：３０　１０：００　１１：３０
１３：００　１４：３０　１６：００　計６便

お気軽に
ご利用ください！

【ご利用方法】

●上記運行時間の３０分前までに次の予約先までご連絡ください。
ただし、８：３０の便については、ご利用の前日にご予約ください。

予約先　☎８２−３９８８

●利用料（一律）　村内　３００円　　村外　４００円

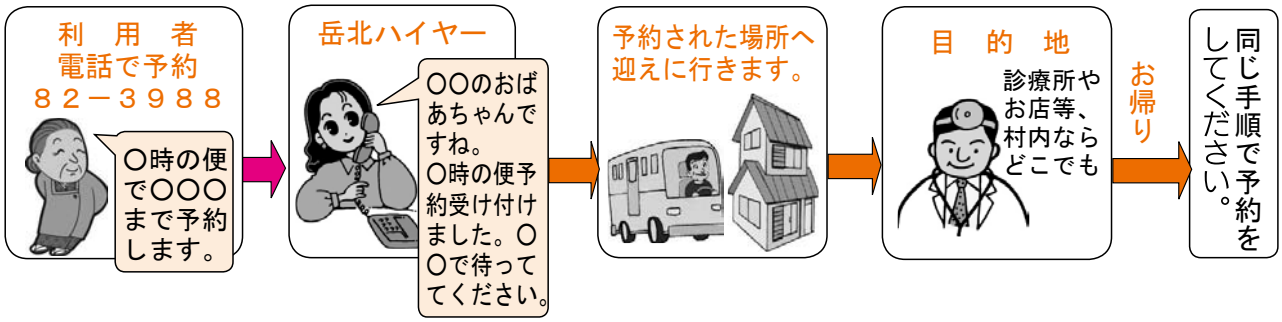

木島平村シャトル便の利用

飯山駅と村内を結ぶ定期定路線運行の公共交通です。

【運行内容】

●運行期間：毎日

●運行路線：次のとおり

【夏期】	飯山駅⇒道の駅ＦＡＲＭＵＳ木島平⇒大町⇒木島平村観光交流センター⇒西小路⇒馬曲温泉望郷の湯
【冬季】	飯山駅⇒道の駅ＦＡＲＭＵＳ木島平⇒大町⇒木島平村観光交流センター⇒総合グラウンド⇒木島平スキー場スキーセンター

●運　　賃：３００円～７００円

●運行時間：村のホームページをご覧ください。
（「村ＨＰ」⇒「新幹線関連情報」⇒「木島平村シャトル便運行時刻表」の順番にページの移動をお願いします。）

お問い合わせ：建設課　農村整備係　内線１４１

行政あれこれ

広報・広聴

木島平村では、テレビ広報番組の放送や広報紙の発行などを通じて、住民の皆さんに身近な話題、暮らしに役立つ情報をお伝えしています。

■広　報

●テレビ広報番組

木島平村情報通信施設（村のケーブルテレビ）に加入しているお宅で、ふう太チャンネルを通じてご覧いただけます。

毎日の出来事をお知らせするニュースは「ほっと・もっと・ずっと自然劇場木島平」、毎週の出来事をお知らせするニュースは「週刊ふう太ニュース」でご覧いただけます。

●広報紙「広報きじま平」

毎月１５日発行で、各行政区を通じて各世帯に配布しています。
（一部地域については直送となります。）

●インターネットによる広報

インターネットを利用して村の公式サイトをご覧いただけます。

＊公式サイト「自然劇場きじま平」　ＵＲＬ ⇒ ｈｔｔｐ://www.ｋｉｊｉｍａｄａｉｒａ.ｊｐ/

木島平村
公式サイト

■広　聴

●地区づくり懇談会

住民の皆さんの生の声をお聞きするため、各行政区に訪問して村長をはじめとする村幹部職員と意見交換を行っています。

開催は、行政区の要望に応じて随時行います。

●住民基本調査

５年に一度、中学生以上の村民の皆さんを対象に実施しています。

木島平村の施策に対する満足度や必要性を把握し、住民ニーズに対応した施策を推進するための基礎資料としています。

お問い合わせ：総務課　政策情報係　内線１１２
E−ｍａｉｌ：info@kijimadaira.jp

中小企業融資制度とは

木島平村及び長野県では、金融機関及び長野県信用保証協会等と協調し、長期・固定・低利の各種の融資制度を設け、金融機関への資金の預託、村と県による信用保証料の補助を通じて、中小企業の皆さんが安定した経営を行えるよう応援しています。手続き上、申込から融資実行までに期間がかかりますので、ご了承ください。

なお、ご相談は下記又は、木島平村商工会（☎８２－３９９４）へお問い合わせください。

お問い合わせ：産業課　商工観光係　内線１３６

認定農業者支援

■認定農業者等の意欲のある農業者の経営改善を応援します

●認定農業者制度とは…

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業でがんばっていこうとする農業者が立てた農業経営改善計画を村が認定し、その計画の実現に向けた取り組みを、木島平村農業経営改善支援センターをはじめとした関係機関・団体が連携して支援していこうとする制度です。

●農業経営改善計画とは…

村が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の中で示された効率的・安定的な農業経営を目指して、現状の経営状況を分析し、５年後の経営目標を立て改善を目指す計画のことです。

●認定の対象者は…

プロの農業者を目指すやる気のある方！農業を職業として選択していこうとする意欲のある人であれば、現在他産業に従事されている方でも構いません。

■認定農業者への支援制度

●農地の規模拡大

（財）長野県農業開発公社による売買、（財）木島平村農業振興公社による賃借により農地の規模拡大を支援します。

●農業機械の導入

経営体育成支援事業により融資を受けて農業用機械や施設を導入する経費の一部を助成します。

■税制の特例

●割増償却制度

青色申告する認定農業者が、経営規模を一定以上の拡大をすると、機械、施設の減価償却費を普通に計算した金額よりも割増して計上でき、節税できます。

●農業者年金制度

認定農業者のうち一定の条件を満たす場合、保険料の一部が補助されます。

■制度資金関係　認定農業者を対象とした低利な融資制度を活用できます。

●農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）

申　込　先：ＪＡなどの金融機関
使　　途：農地取得や機械・施設の投資等にあてる長期資金
融資限度額：個人原則　３億円、法人原則　１０億円
償 還 期 間：２５年（うち据置期間１０年）以内

●農業近代化資金

申　込　先：ＪＡなどの金融機関
使　　途：農業用機械・施設の改良、造成、取得等に要する資金及び経営改善に伴う長期運転資金
融資限度額：個人１千８百万円、法人２億円
償 還 期 間：原則１５年（うち据置期間７年）以内

この他、短期運転資金（スーパーＳ資金）等ございます。

お問い合わせ：産業課　農林係　内線１３２

農地の権利移動

■農地の権利移動や農地を農地以外にする（転用）には、農業委員会の許可等が必要です

許可には時間が掛るケースもありますので、早めにお近くの農業委員または農業委員会事務局までご相談ください。

●耕作目的での売買または、貸し借りする場合…農地法３条申請または「農用地利用集積計画」の提出が必要です。

許可を受けずに行なった売買は、法的に無効であり、所有権移転の登記ができません。

※資産保有や投資目的の売買、また農地を取得する適格者（自ら耕作する等）でない場合には許可されません。

●自分名義の農地を転用する場合…農地法４条申請が必要です。

●他人名義の農地を買って、または借りて農地以外にする（転用）場合…農地法５条申請が必要です。

農地の転用とは、「農地」を住宅、車庫、工場、資材置場等「農地以外」の用途に変更することで、長野県知事の許可が必要です。

農地転用許可においては、主に土地の位置、転用の目的、目的実現の確実性などを見て許可または不許可の判断をしています。

一時的に転用する場合も許可が必要です。

農地転用の許可を得ずに無断で農地を転用すると、農地法の規定により罰則が適用されることがあります。

お問い合わせ：農業委員会事務局　内線１３２

人権相談窓口

村では、各政策・教育・相談・支援につきまして、下記のとおり窓口を設置しております。

どこの部署へ相談して良いか分からないときには、「心配ごと相談」又は「人権推進室」で相談をお受けします。

相談内容	相談（施策・教育啓発）部署		電話
人　権　全　般	心配ごと相談 教育委員会	社会福祉協議会 人権推進室	８２－４８８８ ８２－２０４１
同　和　問　題 女　　性 犯罪被害者等 中国帰国者等 様々な人権に関する問題 インターネットによる人権侵害	教育委員会	人権推進室	８２－２０４１
外　　国　　人	教育委員会	人権推進室	８２－２０４１
	民　生　課	生活環境係	８２－３１１１
子　　ど　　も	教育委員会	子育て支援係	８２－２３５０
高　　齢　　者	民　生　課	健康福祉係	８２－３１１１
障　が　い　者			
ＨＩＶ感染者ハンセン病患者等	民　生　課	健康福祉係	８２－３１１１
	教育委員会	人権推進室	８２－２０４１

また、長野県や法務局などでも、専門的部署が相談窓口を開設していますので、お困り事がありましたら、ご連絡をください。

［外部関係機関］	電　　話
○人権問題全般の相談口	
長野県人権啓発センター	０２６−２７４−３２３２
みんなの人権１１０番（全国共通人権相談ダイヤル）	０５７０−００３−１１０
長野地方法務局人権擁護課	０２６−２３５−６６３４
○女性に関する問題全般	
長野県児童虐待・ＤＶ２４時間ホットライン	０２６３−９１−２４１３
長野県女性相談センター	０２６−２３５−５７１０
長野県男女共同参画センター	０２６６−２２−８８２２
女性の人権ホットライン（長野地方法務局）	０５７０−０７０−８１０
○労働問題・セクシャルハラスメント	
長野労働局雇用均等室	０２６−２２７−０１２５
北信労政事務所	０２６−２３４−９５３２
長野労働局総合労働相談コーナー	０２６−２２３−０５５１
○子どもに関する相談	
長野県児童虐待・ＤＶ２４時間ホットライン	０２６３−９１−２４１３
なんでもハロー青少年	０２６−２３５−７１００
長野県総合教育センター	０２６３−５３−０４６２
学校生活相談センター（２４時間いじめ相談ダイヤル）	０５７０−０−７８３１０
長野県中央児童相談所	０２６−２３８−８０１０
北信教育事務所電話教育相談	０２６−２３２−７８３０
子どもの人権 110 番（長野地方法務局）	０１２０−００７−１１０
○障害者に関する相談	
北信圏域障害者総合支援センター（北信）	０２６９−２３−３５２５
○同和問題に関する相談	
長野県人権啓発センター	０２６−２７４−３２３２
長野県企画部人権・男女共同参画課	０２６−２３５−７１０６
長野県教育委員会事務局教学指導課心の支援室	０２６−２３５−７４５０
北信地方事務所地域政策課	０２６９−２３−０２１４
北信教育事務所	０２６−２３４−９５４９
○外国籍の方に関する相談	
東京入国管理局長野出張所	０２６−２３２−３３１７
多文化共生暮らしのサポーター	０２６−２３５−７２８６
○高齢者に関する相談	
認知症コールセンター	０２６８−２３−７８３０
○難病・エイズに関する相談	
北信保健福祉事務所	０２６９−６２−３１０５
（エイズ相談専用電話）	０２６９−６２−３１０７

お問い合わせ：教育委員会　人権推進室　☎８２−２０４１

役場の仕事と分担

電話番号　０２６９－８２－３１１１　（ ）内は内線番号
ＦＡＸ　０２６９－８２－４１２１

課(局)名	係名及び連絡先	主な職務内容等
総務課	総務係(１１５)	庶務一般 人事・職員管理 国民保護 消防団 選挙 防災 危機管理 防犯 交通安全 交通災害共済 村有財産・施設管理
	税務係(１１９)	村民税 固定資産税 国民健康保険税 軽自動車税 その他の村税の賦課・徴収
	政策情報係 企画・財政(１１２)	総合企画及び調整 総合計画 財政計画 過疎計画 予算及び決算 姉妹都市交流 協働の村づくり 支援金事業
	情報(１１１)	広報 広聴 情報通信 統計 地区づくり懇談会
民生課	健康福祉係 福祉(１２７)	社会福祉 厚生一般 高齢者福祉 後継者対策 障がい者福祉 福祉医療
	健康・介護(１２５) (地域包括支援センター)	介護保険 介護予防 地域包括支援センター事業 保健予防 健康相談 精神保健 感染症予防
	憩いの家(フレンズ)	障がい者等の日中の居場所提供事業
	生活環境係（１２２）	総合窓口 戸籍 住民基本台帳 マイナンバーカード 印鑑登録 国民健康保険 後期高齢者医療 国民年金 消費者保護　諸証明 環境保全 廃棄物処理 狂犬病予防
産業課	産業企画係(１３４)	地域資源の６次産業化の推進 ブランド化推進 地産地消 道の駅関連業務 マーケティング 農産物販売促進 直売所 ふるさと納税
	農林係(１３１)	農林水産業振興 農業委員会 農業者年金 農業金融 土地改良 多面的機能支払交付金事業 中山間地直接支払事業 治山林道 有機センター 有害鳥獣害対策 耕作放棄地対策担い手育成 環境保全型農業推進 農地防災 鳥獣保護 防災ダム 農地再生
	商工観光係(１３６)	商工振興 中小企業支援 信用保証 資金貸付 雇用対策 観光振興 誘客宣伝 観光総合案内 観光施設管理 姉妹都市交流 都市農村交流 創業支援
	観光交流センター	観光総合案内
建設課	農村整備係(１４５)	道路 河川 林道 除雪 住宅 自然保護 景観形成 交通 空き家対策 地籍調査 公図整備
	移住定住推進室(１４１)	移住定住
	上下水道係(１４２)	上水道 簡易水道 下水道 農業集落排水 浄化槽 地下水保全 浄化センター施設管理
会計室	会計室(１０５)	出納、会計事務
議会事務局	議会事務局(１５０)	議会事務
監査委員事務局	監査委員事務局(１５０)	監査事務
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会(１１６)	選挙事務

教育委員会

子育て支援係　電話・ＦＡＸ番号　０２６９－８２－２０３５
生涯学習係　電話番号　０２６９－８２－２０４１　（ ）内は内線番号

課(局)名	係名及び連絡先	主な職務内容等
教育委員会	子育て支援係(２０５)	教育委員会庶務 学校教育 児童福祉
	給食センター　☎８２－４６６０	学校給食（給食調理を外部委託）
	小学校　☎８２－２０２９	
	中学校　☎８２－２０３２	
	保育園　☎８２－１５１５	
	生涯学習係 ☎８２－２０４１	生涯学習 社会体育 人権同和教育 文化財保護 青少年対策男女共同参画 地域スポーツクラブ 若者センター・体育館・中央グラウンド・ 屋内運動場・ ジャンプ競技場・農村交流館　ほか管理
	人権推進室　☎８２－２０４１	同和対策　人権擁護　人権啓発
公民館	公民館事務局　☎８２－２０４１	公民館業務

木島平村　暮らしの便利帳
（再改訂版）

発行／木島平村役場 民生課 生活環境係
〒389-2392　長野県下高井郡木島平村
大字往郷９７３番地の１
TEL 0269-82-3111　FAX 0269-82-4121
URL http://www.kijimadaira.jp
発行日　平成２８年８月

木島平村

暮らしの便利帳